

確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案の概要について

I. 趣旨

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論を踏まえ、委託契約事項の規約変更について届出が必要な軽微な変更とするとともに、リスク分担型企業年金に係る規定を整備するため、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）について所要の改正を行う。

II. 主な内容

(1) 委託契約事項の規約変更

- 事業主又は企業年金基金が確定給付企業年金法（平成13年法律第50条）第93条の規定により法人に業務を委託する場合の当該委託に係る契約のうち加入者等に関する情報の収集及び整理に係る業務に関する事項を変更することを目的とした規約変更について、現在は厚生労働大臣への届出が不要な軽微な変更とされているところ、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とすること。

(2) リスク分担型企業年金に係る規定の整備

- 給付の額を減額すること（※）を内容とする規約の変更をしようとするときは、確定給付企業年金法施行規則第5条に定める理由がある場合において、同令第6条に定める手続を経て行われる必要があるところ、同令第5条に定める理由として掲げられている労働協約等が変更されその変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること等にはリスク分担型企業年金の開始変更及びリスク分担型企業年金の終了変更を含むとされているが、これらのほか、企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等を加えること。

（※）法令解釈通知（確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日付け年発第0329008号厚生労働省年金局長通知））において、リスク分担型企業年金については、次のいずれかに該当する場合は給付の額の減額として取り扱うことを示しているが、この点については、現行どおりとする。

- ①給付設計の変更によって、給付現価又は最低積立基準額が減少する場合
 - ②給付財源から財政悪化リスク相当額の2分の1を控除した額が減少する場合
 - ③リスク分担型企業年金の開始変更及びリスク分担型企業年金の終了変更の場合
- 現在、基金の合併、権利義務の承継及び中小企業退職金共済制度からの解約手当金相当額の受換といった実施事業所の増加等の事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合、その増加した実施事業所の事業主のリスク分担型企業年金掛金額は他の事業所に適用されている標準掛金額に財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができることとされている。規約型から基金又は基金から規約型への移行等の権利義務の承継においても同様の取扱いをできるものとする。
 - リスク分担型企業年金において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合に、積立割合が減少しないよう、移換する積立金の額を定めることができるが、積立割合のほか、調整率又は超過比率（調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の2分の1の額を合算した額を控除した額の比率をいう。）が減少しないよう、移換する積立金の額を定めることができるものとする。

○ その他、リスク分担型企業年金に関して、所要の規定を整備すること。

Ⅲ. 根拠条文

- ・ 確定給付企業年金法第7条第1項、第17条第1項、第105条及び第106条
- ・ 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第4条第2号、第7条、第24条第1項第4号及び第54条
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第84条 等

Ⅳ. 施行期日等

公布日 : 令和3年6月下旬（予定）

施行期日 : 令和3年9月1日